

第2回嬉野市議会定例会

(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
3 6	嬉野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
3 7	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	6
3 9	嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	12
4 0	嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表	19
4 1	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	20
4 2	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表	21
4 3	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について 新旧対照表	22
4 4	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業 字の区域の廃止図	23
4 5	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業 字の区域の廃止図	25

嬉野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条 略 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得_____以外の所得がある場合においては、当該給与所得_____以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得_____以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得_____以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得_____以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得_____以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得_____以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条 略 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得_____以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
5 略	4 略
6 略	5 略
(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等) 第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給	(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等) 第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給

与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）

（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 略

2～5 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

附 則

与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）

（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第4項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 略

2～5 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

附 則

（読替規定）

第15条 法附則第31条の2第1項の規定の適用
がある土地に係る特別土地保有税については、第136条中「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 及び (2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 略

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中

の2第1項」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の2 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 及び (2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 略

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中

の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割とする。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 及び (2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割とする。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 及び (2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 略

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 略

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 略

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50</u>万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>50</u>万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13</u>万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13</u>万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>50</u>万円を超える場合には、<u>50</u>万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>13</u>万円を超える場合には、<u>13</u>万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>10</u>万円を超える場合には、<u>10</u>万円）の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>47</u>万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>47</u>万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12</u>万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>12</u>万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>47</u>万円を超える場合には、<u>47</u>万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>12</u>万円を超える場合には、<u>12</u>万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>10</u>万円を超える場合には、<u>10</u>万円）の合算額とする。</p>

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき 24万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被

法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき 24万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納稅義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納稅義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」といふ。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」といふ。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施

方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施

特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。)

特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 嬉野市職員の定年等に関する条例(平成18年嬉野市条例第29号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間) <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間は、57日間とする。</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>非常勤職員</u> (2) <u>臨時的に任用される職員</u> (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (4) 嬉野市職員の定年等に関する条例(平成18年嬉野市条例第29号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (5) <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u> (再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は <u>第5条に規定する事由</u> に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは <u>同条に規定する承認</u> に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2)～(3) 略 (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより
	第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は <u>第5条第2号に掲げる事由</u> に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは <u>同号に規定する承認</u> に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2)～(3) 略 (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより

当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなつたこと。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとすること。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
(2) 臨時的に任用される職員
(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
(5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを見除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを見除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育し

- (1) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

ている時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。	第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。	2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。	3 前2項の規定は、第27条第1項に規定する日常
4 第1項及び前項の規定は、第27条第1項に規定	

する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第25条 職員が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

(1)～(4) 略

生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第25条 職員が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

(1)～(4) 略

(5) 養育する小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合 一の年において5日(子が2人以上の場合にあっては10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(6) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(以下「対象家族」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合 一の年において5日(対象家族が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)又は狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による交通の制限又は遮断が行われた場合は、その都度必要とする期間

(8) 風、水、震、火災その他の非常災害により交通が遮断され、又はと絶した場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(9) 天変事変により職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(10) 交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合 その都度必要と認める期間

(介護休暇)

第27条 介護休暇は、職員が対象家族で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

(5) 養育する小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)又は狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による交通の制限又は遮断が行われた場合は、その都度必要とする期間

(7) 風、水、震、火災その他の非常災害により交通が遮断され、又はと絶した場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(8) 天変事変により職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(9) 交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合 その都度必要と認める期間

(介護休暇)

第27条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。	第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。
総務部	総務部
(1) 議会及び行政一般に関すること。 (2) 財政に関すること。 (3) 戸籍、住民基本台帳等に関するこ と。 (4) 税に関すること。	(1) 議会及び行政一般に関すること。 (2) 財政に関すること。 (3) 戸籍、住民基本台帳等に関するこ と。 (4) 税に関すること。
企画部	企画部
(1) 市政の総合企画に関すること。 (2) 地域振興、男女共同参画に関する こと。 (3) 観光及び商工に関すること。	(1) 市政の総合企画に関すること。 (2) 地域振興、男女共同参画に関する こと。 (3) 観光及び商工に関すること。 <u>(4) 新幹線に関すること。</u>
健康福祉部	健康福祉部
(1) 社会福祉に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 保健に関すること。 (4) 医療保険及び国民年金に関する こと。	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 保健に関すること。 (4) 医療保険及び国民年金に関する こと。
産業建設部	産業建設部
(1) 農林業に関すること。 (2) 道路、河川及び建築に関するこ と。 (3) 都市計画に関すること。 (4) 環境衛生及び下水道に関するこ と。 <u>(5) 新幹線に関すること。</u>	(1) 農林業に関すること。 (2) 道路、河川及び建築に関するこ と。 (3) 都市計画に関すること。 (4) 環境衛生及び下水道に関するこ と。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例 新旧対照表

別表（第2条関係）

【改正案】

区分	報酬の額		旅費の額
(略)			
水道料金等収納嘱託員	基本額	月額 160,000 円	〃
	加算額	収納1件につき 150円	
し尿汲取・下水道料金等 収納嘱託員	基本額	月額 160,000 円	〃
	加算額	収納1件につき 150円	
非常勤嘱託員	月額	224,000円以内	〃

(略)

別表（第2条関係）

【現行】

区分	報酬の額		旅費の額
(略)			
水道料金等収納嘱託員	基本額	月額 160,000 円	〃
	加算額	収納1件につき 150円	
非常勤嘱託員	月額	224,000円以内	〃

(略)

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部
を改正する条例 新旧対照表

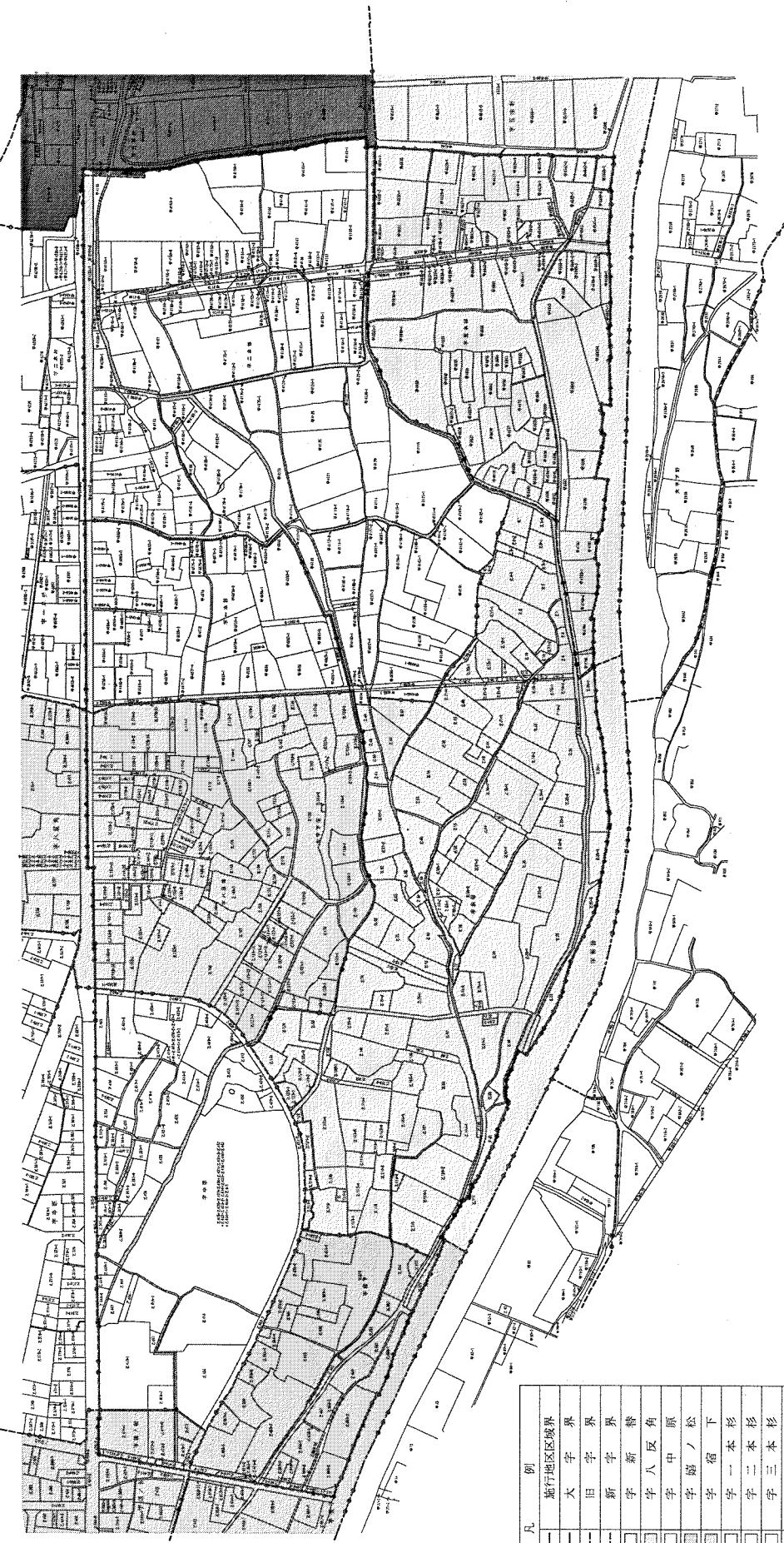
改正案	現 行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 (略) <u>2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金(財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率(当該貸付利率が年6パーセントを超える場合には、年6パーセントの利率)とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。</u>	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 (略) <u>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u>

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部
を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 (略) <u>2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金(財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率(当該貸付利率が年6パーセントを超える場合においては、年6パーセントの利率)とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。</u>	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 (略) <u>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u>

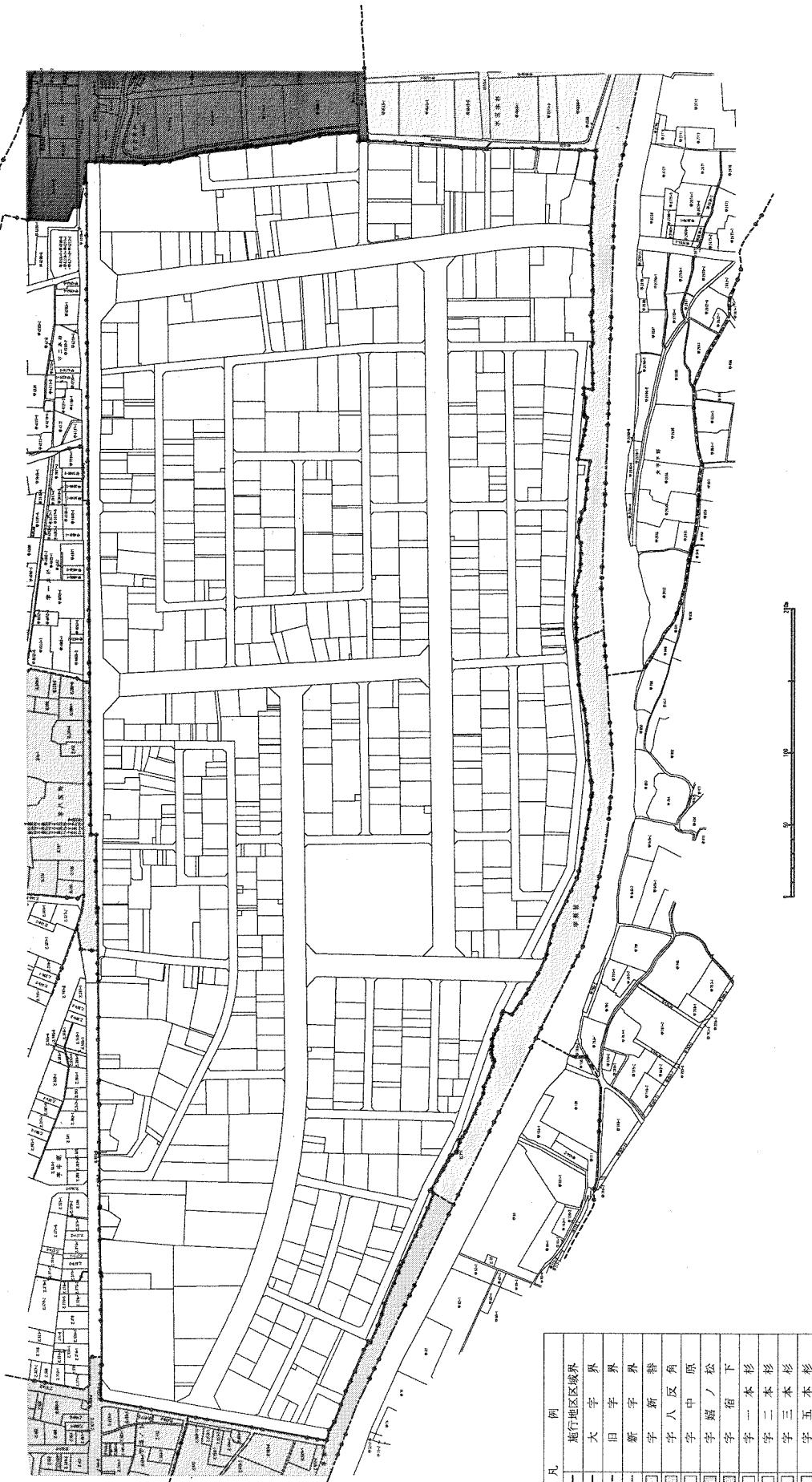
嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理理事
字の区域の廃止図(変更前)

S=1:4000



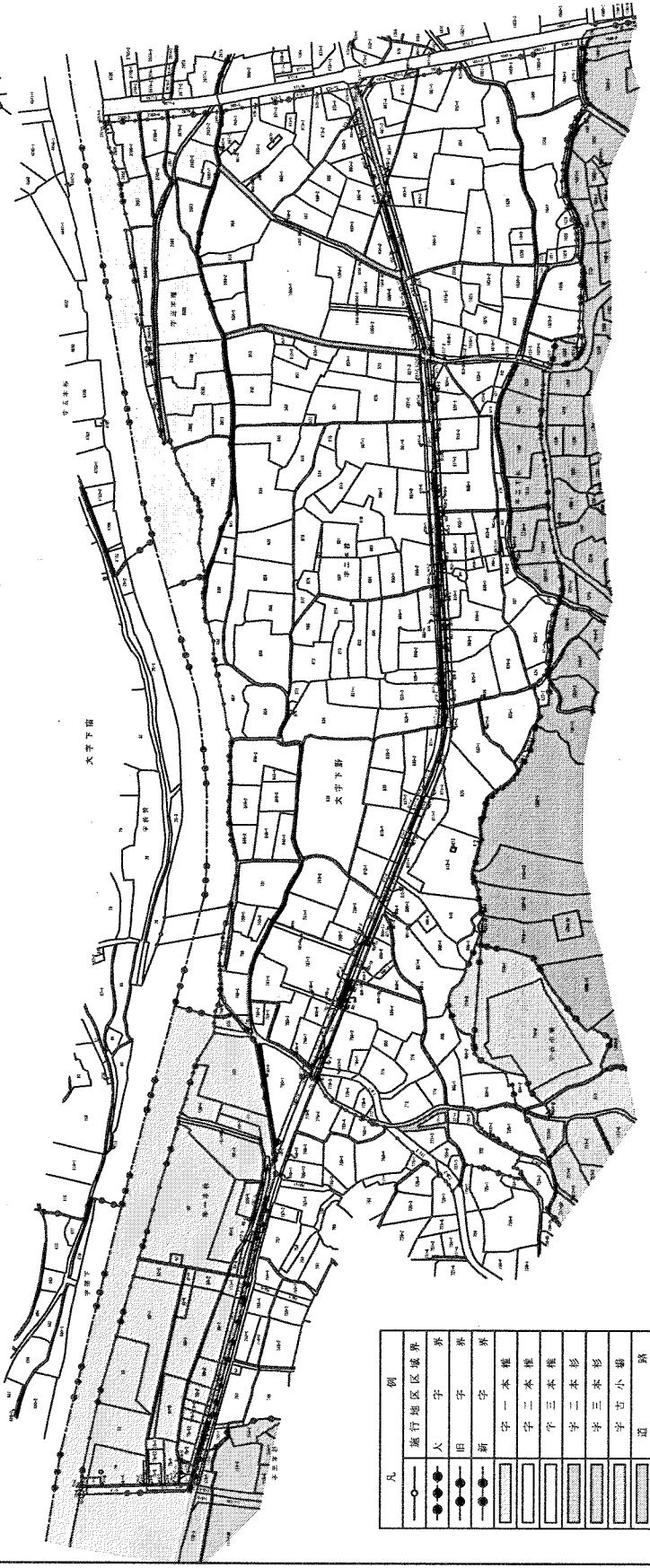
嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業
字の区域の廃止図(変更後)

S=1:4000



嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業
字の区域の廢止図（変更前）

S=1:4,000



嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業
字の区域の廃止図（変更後）

S=1:4,000

